

和歌山市災害廃棄物処理計画（概要版）案

計画の目的

- 近い将来、東海・東南海・南海の3連動地震や南海トラフの巨大地震（以下「南海トラフ巨大地震」という。）、中央構造線の地震の発生が危惧されている。
- 本市において現状の枠組みや対策では対応できない大規模災害が発生した場合の災害廃棄物等の処理について、あらかじめ必要な被害想定を行って課題等を抽出することにより**①平常時における災害予防対策、②迅速かつ適切な災害応急対策、③災害復旧・復興対策**の構築を図る。
- 大規模災害発生後の和歌山市災害廃棄物処理実行計画策定のための考え方と、市が実施すべき事項等について整理する。

被害の想定

- 本市で想定される最大の災害は「**南海トラフ巨大地震**」
- 地震が起こった場合の災害廃棄物発生量及び津波堆積物量は、市全体で約784万トンと試算され、これは、平成28年度における本市の総ごみ排出量（一般廃棄物）13.1万トンの**60年分**に相当

全壊棟数	55,200棟
半壊棟数	42,600棟
津波浸水面積	3,660ha



表1 災害廃棄物発生量の推計

	市全体	
	発生量 (千 t)	割合 (%)
津波堆積物	2,133	27.2
コンクリートがら	2,970	37.9
不燃系廃棄物	1,028	13.1
柱材・角材	308	3.9
可燃物	1,028	13.1
金属くず	377	4.8
合計	7,844	100

※四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

〔出典：和歌山県災害廃棄物処理計画〕

基本方針

【災害廃棄物の処理を実施するための基本方針】

1. 平常時における災害予防対策
2. 発災直後の迅速かつ適切な災害応急対策
3. 災害復旧・復興対策
 - ・分別リサイクルの推進
 - ・安全、環境に配慮した処理
 - ・柔軟な対応

【処理期間】

大規模な災害でも、発災後、**最長3年**で災害廃棄物の処理等の完了を目指す。

表2 発災後の時期区分と特徴

時期区分 (期間)	時期区分の特徴
初動期 (発災後、数日間)	人命救助が優先される時期(避難所設置、体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う)
応急対応 (前半) (～3週間程度)	避難所生活が本格化する時期(主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間)
応急対応 (後半) (～3ヵ月程度)	人や物の流れが回復する時期(災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間)
復旧・復興 (～3年)	避難所生活が終了する時期(一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間)

処理フロー

○災害廃棄物は一般廃棄物であるため、本市が主体として災害廃棄物の収集、処理等を行うことが原則であるが、被害状況等により本市単独での収集、処理等が困難な場合は、**国、県の機関や他自治体及び協力事業者**へ協力・支援要請を行う。

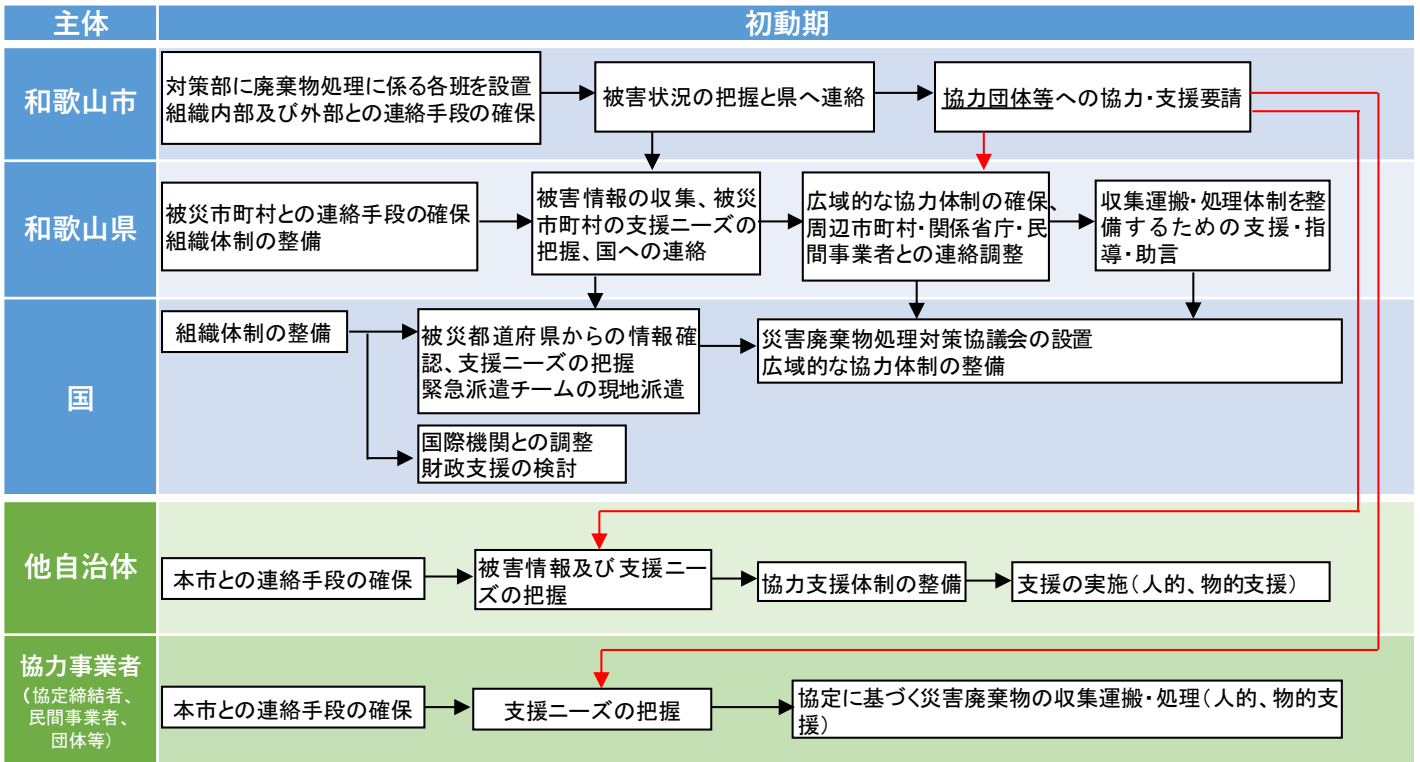


図1 初動期各主体の行動フロー

○災害廃棄物は分別されながら、仮置場へと搬入され、資源化可能なものについては品目ごとに再生利用され、資源化できない処理残渣は、破碎や焼却といった中間処理を経て最終処分する。

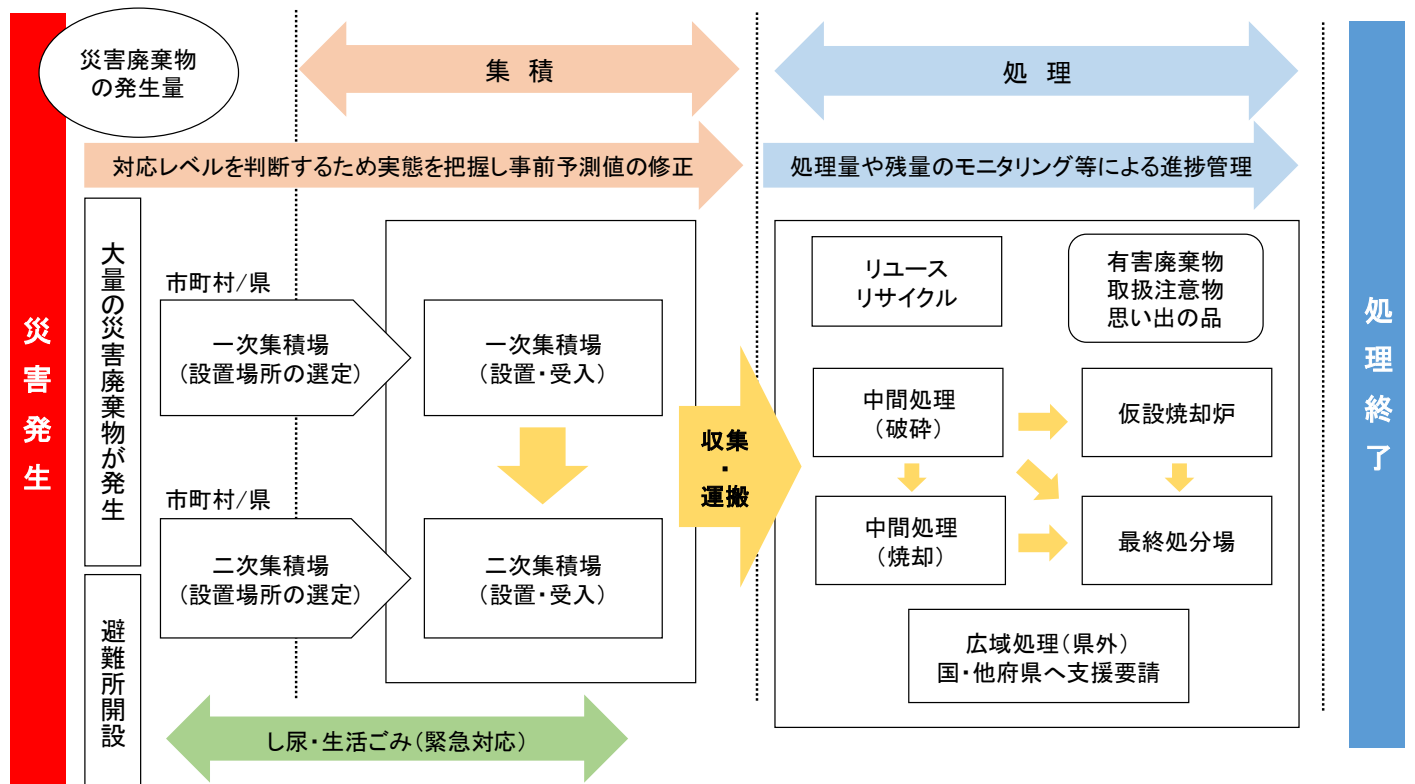


図2 災害廃棄物処理の基本的な流れ [出典：和歌山県災害廃棄物処理計画]

仮置場

- 早い段階で片付けごみ等を排出する地域に隣接した場所に**市民仮置場**を設置する。
- 市民仮置場から集積し、分別、処理を行う**一次集積場**の設置及び維持管理が必要である。
- 市全体の一次集積場から分別した災害廃棄物を集積し、破碎、焼却等を行える**二次集積場**の設置及び維持管理も必要となる。

表4 仮置場の特徴

分類	特徴	期間
市民仮置場	市民が片付けごみ等を排出する場所であり、市民が排出しやすい、地域に隣接した場所に設置を検討する。	一次集積場に搬出されるまで
一次集積場	市民が自己搬入をしたり、市民仮置場から搬入した災害廃棄物の分別等を行い、分別した廃棄物を処理事業者へ引き渡す。各ブロック(10か所)で設置を検討する。	二次集積場または中間処理施設等への搬出が完了するまで
二次集積場	一次集積場から集積したものを、再度分別を行いコンクリートがらや柱材・角材の処理も行う。状況により破碎機や仮設焼却炉を設置し処理を行う。このため、広大な土地が必要であり、1、2か所程度の設置を検討する。	災害廃棄物の処理等が完了するまで設置(3年を目途)

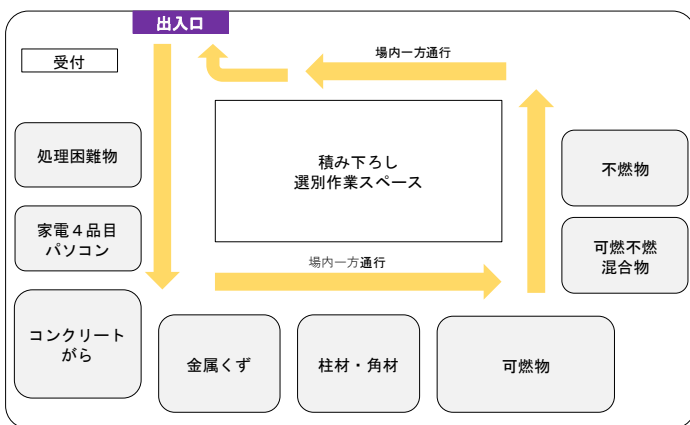


図3 一次集積場イメージ

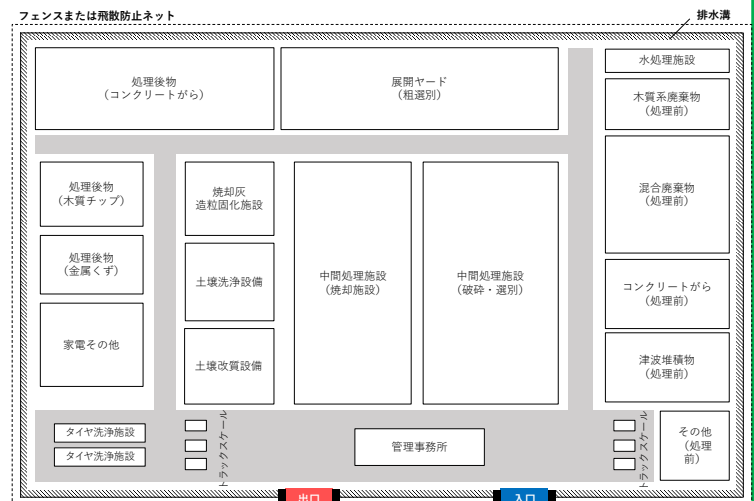


図4 二次集積場イメージ

南海トラフ巨大地震時は、162～177haの仮置場(一次・二次集積場)が必要と試算されている

〔出典:和歌山県災害廃棄物処理計画〕

収集運搬

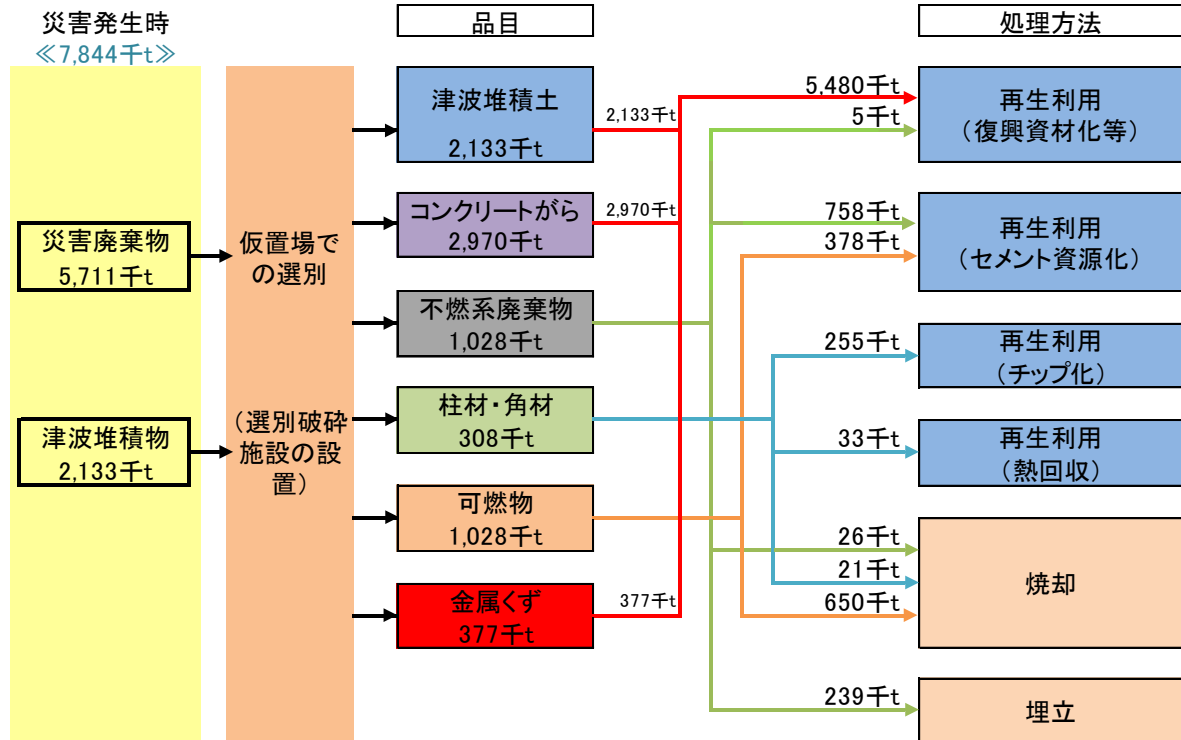
- 発災後は、災害廃棄物、生活ごみ及び避難所ごみの一時的増加が見込まれることなどから、衛生面や環境面から、腐敗性廃棄物など、収集の優先順位を決めた上で、効率的な収集・運搬体制を確立する。
- 生活ごみ等を収集する塵芥収集車(パッカー車)に加え、粗大ごみ系災害廃棄物等を収集する大型車両や特殊車両も必要である。

表3 収集運搬体制の留意点

発災時・初動期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集車両や人員の確保のため、協力事業者へ協力・支援を要請 ・ 必要に応じて、他自治体等へも協力・支援を要請
仮置場への搬出入時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場周辺の交通渋滞を考慮 ・ 仮置場内や搬出入ルートは、極力一方通行とし、車両が交錯しないよう配慮

分別と再生利用

○災害廃棄物等の処理については、最終処分量の減量化や資源の有効活用の観点から、仮置場で適正な分別を行い、**再生利用を徹底することで焼却量等を減らすことが重要**である。



※東日本大震災時の岩手県災害廃棄物品目別処理フローより按分

図5 南海トラフ巨大地震時の災害廃棄物発生予測量

し尿

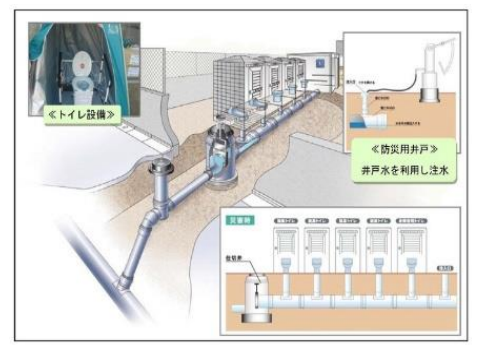
- 平常時から、トイレ不足に対応するために、簡易トイレの備蓄や、仮設トイレ等の確保に努める。
- 発災時には、協定締結者へ仮設トイレの設置とそのし尿の収集を要請する。



簡易トイレ



仮設トイレ



マンホールトイレ

南海トラフ巨大地震時は、2,916基の仮設トイレが必要と試算されている

【出典：和歌山県災害廃棄物処理計画】

市民への啓発・広報

- 市民に対し、日ごろからごみの分別の徹底を行い、災害時の仮置場へ搬入する場合も、適正な分別ができるよう、啓発を行う。
- 本市が発信する広報(広報車等による巡回広報、避難所や公共機関等への掲示、防災無線、マスメディアの協力など)に従い、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理に協力する。
- 災害時の混乱に乗じた便乗ごみの排出、不法投棄及び野焼き等の禁止など、排出ルールを守る。